

新型コロナウイルス感染症に関連する支給・減免制度のお知らせ

～国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者の方へ～

健康増進課 医療保険班 ☎ 0820 (73) 5502

◆国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者への傷病手当金の支給について

新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間について、傷病手当金を支給します。

■対象者 次の4つの条件を全て満たす方

- ①周防大島町国民健康保険の被保険者または山口県後期高齢者医療保険の被保険者
- ②勤務先から給与の支払いを受けている方
- ③新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、その療養のため労務に服することができなかった期間がある方
- ④その就労ができなかった期間について給与の全額または一部が支給されない方

※支給を受けるためには申請が必要です。詳しくはご相談ください。

◆後期高齢者医療保険料の減免について

山口県後期高齢者医療保険の被保険者の世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入等が一定程度下がるなどした世帯は、後期高齢者医療保険料が減免となる場合があります。

■対象者 次の条件を満たす方

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方
⇒保険料を全額免除
 - ②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の(1)～(3)の全てに該当する方 ⇒ 保険料の一部を減額
 - (1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 - (2)令和元年の所得の合計額が1000万円以下であること
 - (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること
- ※減免を受けるためには申請が必要です。詳しくはご相談ください。

◆国民年金保険料の減免について

国民年金第1号被保険者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が国民年金保険料の免除などの適用相当になることが見込まれる場合は、臨時特例措置として免除の申請を行うことができます。

■対象者 次の2つの条件を全て満たす方

- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと
 - ②2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること
- ※免除を受けるためには申請が必要です。詳しくはご相談ください。